

交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月22日

広島県公安委員会

委員長 西 川 正 洋

#### 広島県公安委員会規則第5号

##### 交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則 の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則（昭和39年広島県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表3警察官駐在所の部広島県佐伯警察署の款五月が丘警察官駐在所の項中「石内北一丁目・二丁目・四丁目・五丁目」を「石内北一丁目～五丁目」に改め、同表備考中「平成27年8月3日」を「平成28年1月18日」に改める。

##### 附 則

この公安委員会規則は、公布の日から施行する。